

野木町国土強靱化地域計画



令和2年2月

栃木県野木町

目 次

はじめに	1
1 策定の趣旨	1
2 本計画の位置付け	2
3 計画期間	4
4 計画策定の基本的な進め方	5
第1章 地域計画策定の基本的な考え方	6
1 基本理念	6
2 基本目標	6
3 基本方針	7
第2章 脆弱性評価	8
1 脆弱性評価の考え方	8
2 想定するリスク	9
3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ	9
4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野	12
5 評価の実施手順	12
6 評価結果のポイント	13
第3章 強靱化の推進方針	14
1 施策分野ごとの推進方針	14
2 個別施策分野の推進方針	15
第4章 計画の推進及び進捗管理	29
1 優先的に取り組む施策	29
2 各種施策の推進及び進捗管理	31
【別紙1】 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果	32
【参考資料】 重要評価指標（KPI）一覧	47

はじめに



野木町長 真瀬 宏子

1 策定の趣旨

近年、日本各地において局地的豪雨や大雪、大型台風、地震等の災害が発生しております。本町はこれまで大規模な災害発生が少なく、比較的安全な町と言われておりましたが、平成23年3月の東日本大震災や平成27年9月の関東・東北豪雨においては、多くの被害が発生いたしました。また、令和元年10月の台風19号においても、思川の水位が急上昇し、堤防決壊の恐れがあるとして、避難指示まで発令したところです。

このような中、国においては、東日本大震災を教訓とし、平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号、以下「基本法」という。）」が施行され、また平成26年6月には、基本法第10条の規定に基づき、「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されるなど、大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させるため、国土強靱化に関する施策を策定・推進しております。

また、栃木県においても、基本計画との調和を図りながら、平成28年2月に「栃木県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）」が策定されました。

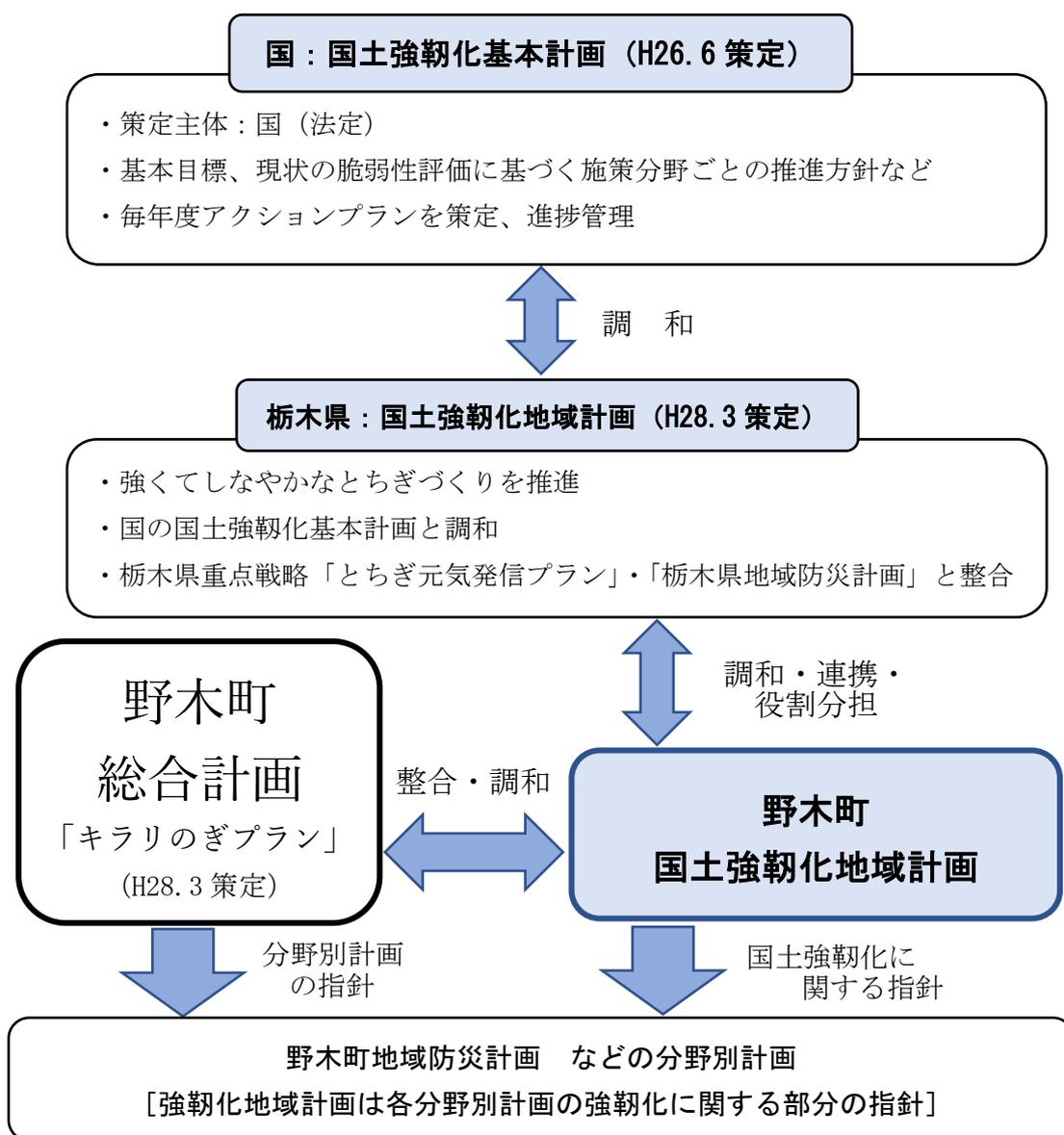
本町においても、東日本大震災や関東・東北豪雨等から得た教訓を踏まえ、災害時に町民の生命・財産及び生活を守るとともに、国、栃木県、関係機関一体となり、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心のまちづくりを推進するため、「野木町国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 本計画の位置付け

本計画は、基本法第13条の規定に基づき、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として策定するものです。

また、国の基本計画及び県計画との調和を保つとともに、国土強靱化の観点から、本町の他の計画等の指針となるものです。

◆ 野木町国土強靱化地域計画と関連計画との位置づけ



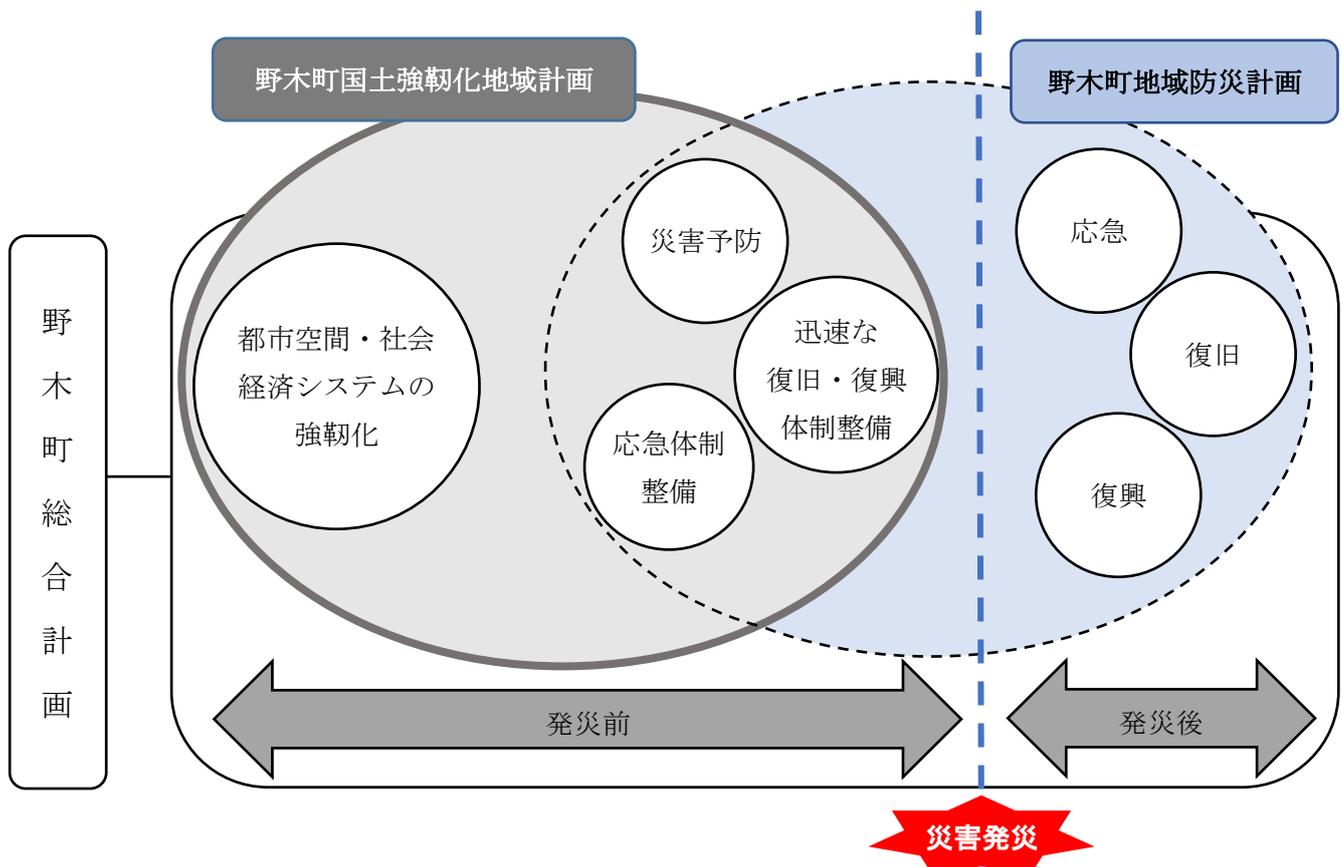
◆ 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係性

野木町地域防災計画（平成29年改訂版）では、「水害・台風、竜巻等風害対策編」、「震災対策編」、「原子力災害編」からなり、予防、応急及び復旧・復興対策について定めています。

一方、国土強靱化地域計画においては、あらゆるリスクを想定し、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにすることにより、災害発災時において最悪の事態に陥ることが避けられるよう強靱な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものです。

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災前・発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	予防・応急・復旧対策
施策の重点化	○	—

【国土強靱化地域計画と地域防災計画の関係イメージ】



3 計画期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和7（2025）年度までの6年間の計画期間とします。

ただし、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

◆ 各計画の計画期間との関係性

野木町総合計画の基本構想及び後期基本計画との計画終期を合わせ、両計画との調和を図ります。

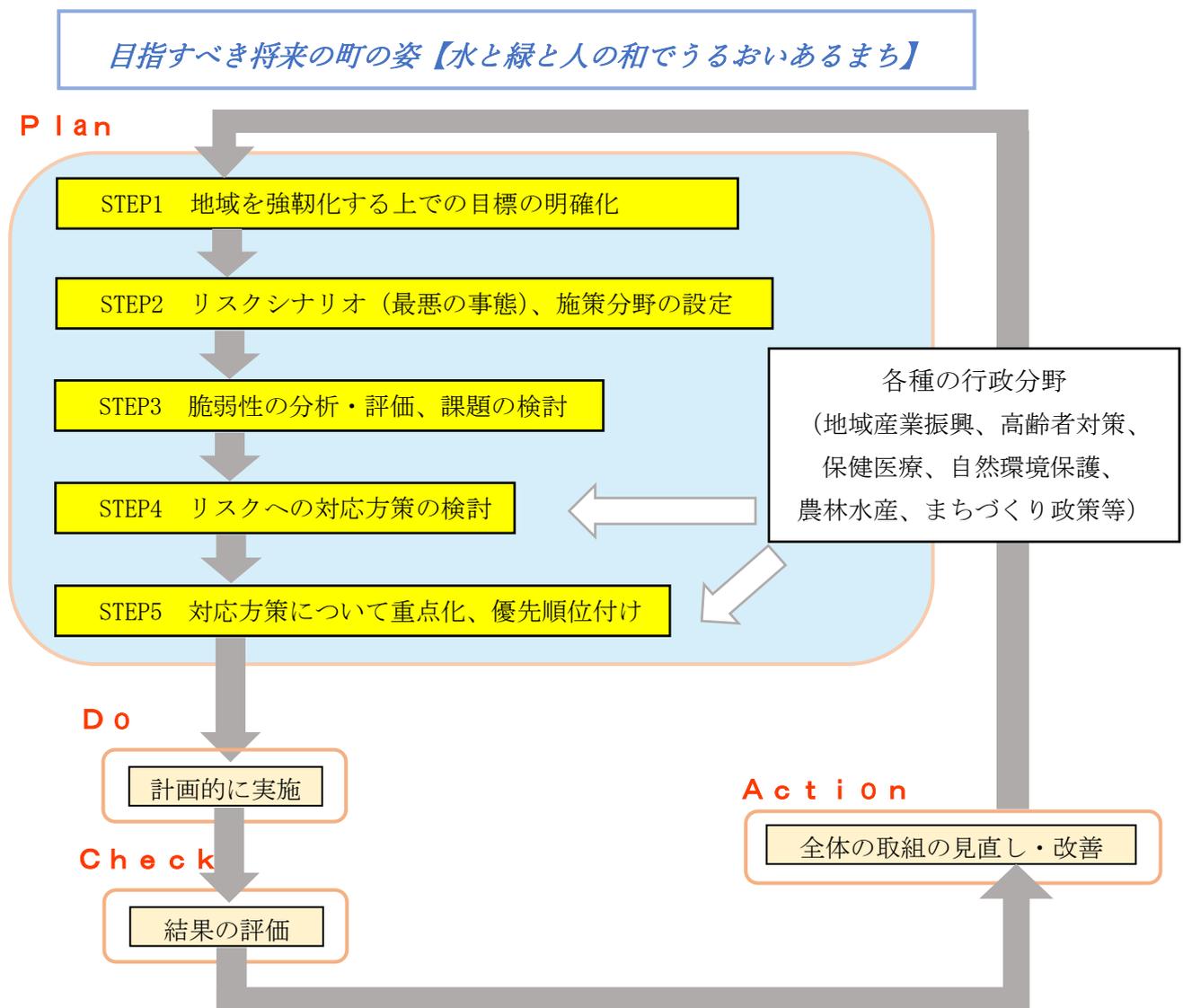
また、県計画が平成28（2016）年度から令和2（2020）年度までの5年間の計画期間としており、次期県計画の計画期間が令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間となることが想定されるため、県計画と本計画の調和を併せて図ります。

計画名		年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
野木町総合計画	基本構想		← 10年間 →										
	基本計画		← 前期：5年間 →					← 後期：5年間 →					
野木町総合戦略			← H27～：6年間 →					← 5年間 →					
野木町国土強靱化地域計画								← 6年間 →					
栃木県国土強靱化地域計画			← 5年間 →					← 5年間（予定） →					

4 計画策定の基本的な進め方

国土強靱化は、P D C Aサイクルにより取組を推進します。野木町国土強靱化地域計画は、下図により、町の強みや弱み等の地域特性を踏まえた、「目指すべき将来の町の姿」を念頭に置き、災害によって頓挫しないよう強靱化の取組を進めます。

◆ 計画策定のP D C Aサイクルイメージ図



第1章 地域計画策定の基本的な考え方

1 基本理念

本町は、これまで大規模な自然災害の発生が少ない町と言われてきましたが、平成23年3月の東日本大震災や平成27年9月の関東・東北豪雨では多くの被害を受けたほか、令和元年10月の台風19号では思川の水位が急上昇し、堤防決壊の危険性が高まったため、避難指示まで発令したところです。そして、今後も気象の急変に伴う局地的な自然災害の発生が懸念されます。

これらを踏まえ、災害に強いまちづくりに積極的に取り組むため、地域防災計画の見直しや、洪水ハザードマップの改訂、防災行政無線の整備など、様々な対策を進めてきたところですが、今後は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施していくことが重要です。

また、少子高齢化の進行による人口減少、それに伴う公共施設等の利用需要の変化が予想され、公共施設等の老朽化が顕著となる施設が増加していく状況下で、今後も施設の改修や更新、長寿命化を進めていく必要があります。

そこで、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、町民の生命・財産を守り、町民生活及び地域経済に及ぼす影響の最小化を図るため、「強さ」と「しなやかさ」を持った「安全・安心のまちづくり」を推進していきます。

2 基本目標

国の基本計画及び県計画を踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 町民の生命の保護が最大限図られること2 町及び地域社会の重要な機能が維持されること3 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化4 迅速な復旧・復興 |
|--|

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心のまちづくりを推進します。

3 基本方針

国の基本計画及び県計画の基本方針を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興、地域経済の発展等に影響する大規模自然災害等に備えるため、以下の基本方針に沿って推進します。

(1) 基本姿勢

- ① 急速な人口減少や少子高齢化の進展、町内社会資本の老朽化など、本町を取り巻く地域経済情勢を踏まえた施策を進めます。
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、要配慮者、外国人等に十分配慮して対策を講じます。
- ③ 自助、互助・共助及び公助を基本とし、国、県、近隣自治体、町民、民間事業者等と適切な連携と役割分担の下、施策に取り組みます。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 町内の防災拠点となる施設の整備や建築物等のハード対策と、自主防災組織の活動支援や防災士の資格取得支援等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。
- ② 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平常時にも町民の安全・安心や町の活性化策等にも資する対策となるよう工夫します。

(3) 効果的な施策の推進

- ① 施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ります。
- ② 既存の社会資本の有効活用や施設の効率的かつ効果的な維持管理等により、費用を縮減しつつ施策を推進します。
- ③ 限られた資金を最大限に活用するため、民間投資の促進を図ります。

第2章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国の基本計画及び県計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定においても、県計画を参考に以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。



2 想定するリスク

国の基本計画及び県計画では、「大規模自然災害全般」を想定するリスクとして設定しております。

町としては、町民生活や地域経済に影響を及ぼすリスクとして、今後も気象の急変に伴う局地的な自然災害の発生が懸念されること、また首都直下型地震等が遠くない将来に発生する可能性があることと予測されていること等を踏まえ、本計画においても大規模自然災害全般を想定するリスクとして設定します。

3 事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

脆弱性評価は、基本法第17条第3項の規定に基づき、リスクシナリオを想定した上で行うものとされており、国の基本計画では、8つの事前に備えるべき目標と45のリスクシナリオを設定しており、また県計画では8つの事前に備えるべき目標と24のリスクシナリオを設定し、分析・評価を行っています。

本計画においては、県計画を参考としながら、本町の地理的環境等を踏まえ、4つの基本目標を達成するため、8つの事前に備えるべき目標と、その妨げとなるものとして、23のリスクシナリオを次のとおり設定します。

【参 考】

- 国基本計画では設定されているが、本計画では採用しないリスクシナリオ
 - ・ 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
 - ・ 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
 - ・ 海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
 - ・ 複数空港の同時被災
 - ・ 海上・臨海部の広域複合災害の発生

事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		No.	リスクシナリオ
1	人命の保護が最大限図られること	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への飲料水・食糧等の供給不足
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能は確保すること	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
5	経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させないこと	7-1	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質等の大規模拡散・流出
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※ 網掛け：優先的に取り組む施策に係るリスクシナリオ（第4章参照）

◆ 参考：国の基本計画及び県計画における事前に備える目標及びリスクシナリオとの関係

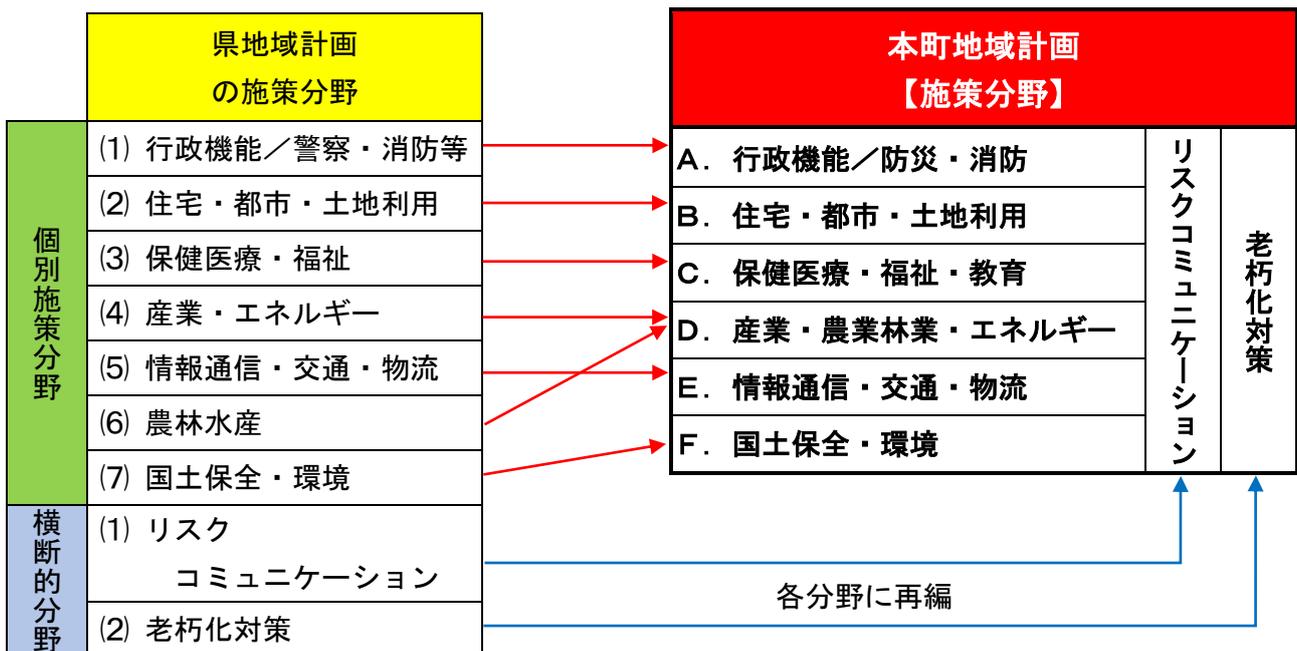
※ ●印：県計画のリスクシナリオ、○印：町のリスクシナリオ、▲印：県で設定し、本町で設定しないリスクシナリオ

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） ※下線部は国基本計画と本計画で異なる表現の箇所		栃木県	野木町
		1-1	1-2		
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	●	○
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災		
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生		
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	●	○
		1-5	大規模な火災噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	●	○
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	●	○
	2 大規模自然災害発生後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	●	○
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	●	▲
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災地による救助・救急活動等の絶対的不足	●	○
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	●	○
		2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	●	○
		2-6	被災地における疫病・感染者等の大規模発生	●	○
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	矯正施設から被收容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化		
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発		
		3-3	首都圏での中央官庁機能の機能不全		
		3-4	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●	○
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	●	○
		4-2	郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態		
		4-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態		
	5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下	●	○
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止		
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等		
		5-4	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響		
		5-5	太平洋ベルト地帯の幹線が分断される等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止	●	○
		5-6	複数空港の同時被災		
		5-7	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態		
		5-8	食料等の安定供給の停滞	●	○
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	●	○
6-2		上水道等の長期間にわたる機能停止	●	○	
6-3		汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	●	○	
6-4		地域交通ネットワークが分断する事態	●	○	
6-5		異常渇水等により用水の供給の途絶			
7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生			
	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生			
	7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺			
	7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	●	○	
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出	●	○	
	7-6	農地・森林等の荒廃による被害拡大	●	○	
	7-7	風評被害等による国家経済等への甚大な影響			
8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●	○	
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●	○	
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	●	○	
	8-4	新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
	8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態			

4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

国の基本計画及び県計画において設定された施策分野を参考にしながら、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせや、地域社会・経済の強靱化、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、本計画では、6の個別施策分野を設定しました。

◆ 県地域計画と本計画の施策分野



5 評価の実施手順

リスクシナリオを回避するための施策分野を整理し、次に個別施策分野ごとの課題を分析するとともに、この分析をもとに各施策の達成度や進捗を把握して、総合的に脆弱性を評価・分析しました。

ここで、各施策の課題分析にあたっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定しました。また、達成度、進捗の把握にあたっては、各施策との関連性や客観性等に着目して、施策ごとに重要業績指標（KPI）をできる限り選定しました。

6 評価結果のポイント

評価結果は、【別紙1】のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりです。

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せによる施策の推進

防災・減災等に資する国土強靱化施策については、既に実施されているものもありますが、進捗状況等の観点から、未だ不十分な状況にあります。

本計画に掲げる基本目標を達成するためには、施策の重点化を図りつつ、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要があります。

(2) 関係機関等との連携

国土強靱化に資する取り組みを推進していくためには、町だけでなく、国、県、近隣自治体、民間事業者等との連携や情報共有を強化する必要があります。

第3章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、リスクシナリオを回避するために必要な施策分野として第2章において設定した6の個別施策分野について、今後必要となる施策を検討し、以下のとおり、推進方針を定めました。

なお、これらの推進方針は、それぞれの分野の間で、相互に関連する事項があるため、各分野における施策の推進に当たっては、適切な役割分担の下、庁内関係部局が連携を図ることで、施策の実効性や効率性が確保できるよう十分に配慮します。

2 個別施策分野の推進方針

A. 行政機能／防災・消防 ※「具体的な施策」のうち、●印は複数の分野で取り組む具体的な施策。

I 防災拠点機能の確保		リスクシナリオ 1-1、1-2、3-1	
大規模災害発生時における迅速かつ的確な応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備します。			
対応方策の具体的な施策			
○公共施設個別施設管理計画の策定【町】			
○公共施設の照明設備のLED化推進【町】			
○大規模災害時における学校教育・社会教育施設等の避難所としての整備(P.23 参照)【町】			
○被災者支援システムの構築【町】			
○川西地区防災拠点整備【国・町】			
対応方策の指標			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
公共施設個別施設管理計画の策定	未策定	完成	町
川西地区防災拠点整備の進捗率	未整備	水防拠点完成	国・町

II 業務継続体制の整備・人材育成		リスクシナリオ 3-1、8-3	
「野木町業務継続計画」の実効性を高め、災害対応力の向上を図るとともに、町職員に対し、災害時の適正な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ的確な災害応急対策を実施できるよう、町地域防災計画及び業務継続計画等による防災教育の徹底を図ります。			
対応方策の具体的な施策			
○組織機構改革、業務内容や施設整備の変更等に応じた計画の改訂【町】			
○野木町役場消防計画に基づく点検・訓練等の実施【町】			
○町職員に対する防災教育研修の実施【町】			

Ⅲ 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備		リスクシナリオ 2-1、2-4、5-3	
<p>災害発生直後の被災町民、帰宅困難者等の生活を確保するため、必要となる物資の現物備蓄及び流通備蓄に計画的に取り組みます。</p>			
<p>対応方策の具体的な施策</p>			
<p>○食糧及び生活必需品の備蓄整備【町】 ○医薬品、資器材等の計画的な備蓄を推進【町・企業】</p>			
<p>対応方策の指標</p>			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
主食となる非常食の数量	2,800食	9,000食	町
非常用寝具の数量	54セット	120セット	町

Ⅳ 防災意識の高揚、防災教育の実施		リスクシナリオ 1-3、1-4、8-2、8-3	
<p>町民が自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、野木町災害時避難ガイドブックや、ハザードマップの普及・活用等、更には、全町避難訓練の実施により、町民の防災意識の高揚を図ります。</p> <p>また、町内防災士の育成や、災害ボランティア登録者の確保など、町民の防災知識の向上や、防災教育の推進を図ります。</p>			
<p>対応方策の具体的な施策</p>			
<p>○全町避難訓練の実施【町】 ○町民に対するハザードマップの普及促進【町】 ○防災士育成事業の実施【町】</p>			
<p>対応方策の指標</p>			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
町内防災士の人数	23名	26名	町
災害ボランティア登録者数	56名	70名	町

V 火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保		リスクシナリオ 1-1、1-4、8-3	
<p>大規模災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行える体制を整備するため、町、小山市消防署野木分署、野木町消防団、自主防災組織等で密接な関係を構築し、あらゆる災害に対応していきます。</p> <p>また、消防団員の確保や、消防組織の充実・強化、消防施設・装備等の計画的な整備・維持管理、広域的な応援受入体制の整備を図ります。</p>			
対応方策の具体的な施策			
<ul style="list-style-type: none"> ○消防団員の確保や資質の向上などの消防組織の充実・強化【町】 ○消防団ホース乾燥塔の整備【町】 ○消防ポンプ自動車の老朽化による更新【町】 ○町・小山市消防署野木分署との連携体制の更なる構築【町】 ○自主防災組織の設立支援【町】 			
対応方策の指標			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
消防団員の定員充足率	99%	100%	町
自主防災組織普及率	90%	92%	町

VI 広域応援体制の整備		リスクシナリオ 2-2、2-4、3-1、8-2	
<p>町内で発生した大規模災害時における、長期的な避難所の確保、協力自治体や災害ボランティア等の支援者の宿泊場所の確保のため、より多様な分野の企業・団体等との協定締結により、相互応援体制の体制づくりを推進します。</p>			
対応方策の具体的な施策			
<ul style="list-style-type: none"> ○広域防災体制の連携強化【県・町】 ○大規模災害時における相互協力【県・町】 ○災害時応援協定締結の拡大【町・企業】 ○近隣自治体との広域応援体制の確立【町】 			
対応方策の指標			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
災害協定締結自治体数	31件	33件	町
災害協定締結事業者数（バス）	1件	2件	町・企業

B. 住宅・都市・土地利用

I 住宅、建築物等の耐震化		リスクシナリオ 1-1	
<p>災害に強いまちづくりを進めるため、「住宅・建築物安全ストック形成事業」を推進し、耐震化を促進します。</p>			
<p>対応方策の具体的な施策</p>			
<p>○「住宅・建築物安全ストック形成事業」の推進【町】 （木造住宅耐震診断事業、木造住宅耐震改修・建替事業、ブロック塀除去・建替事業の実施）</p>			
<p>対応方策の指標</p>			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	指標
住宅の耐震化率	75.1%	95%	町

II 老朽空き家対策		リスクシナリオ 1-1、8-3	
<p>災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため「野木町空き家等対策計画」に基づき管理不十分な空き家等について、適切な管理の促進を図ります。</p> <p>また、利用可能な空き家等を活用するため、空き家バンクやリフォーム補助金等の制度の活用を進めます。</p>			
<p>対応方策の具体的な施策</p>			
<p>○管理不全空き家等の所有者に対する助言・指導等【町】 ○空き家バンク制度の活用【町】 ○空き家等対策補助事業（リフォーム、家財処分）の実施【町】</p>			
<p>対応方策の指標</p>			
指標	現状値	目標値	実施主体
管理不全空き家等の情報収集件数	107件 (2015～2018年)	247件 (2025年までの累計)	町
空き家等の管理改善件数	35件 (2015～2018年)	91件 (2025年までの累計)	町

Ⅲ 市街地整備	リスクシナリオ 1-1、1-2、2-1、5-2、6-3
---------	-----------------------------

災害に対する予防や発生時における応急対策、復旧・復興に資する都市施設の整備を国・県と連携し推進します。特に道路は避難や復旧における流通の要となることから、効率的かつ相互に補完した整備を検討します。

また、公園施設は震災時等の避難場所として重要なオープンスペースとなります。今後は市街地における基準に基づいた公園確保を進めていきます。併せて、大雨等による急激な冠水を抑制する貯留施設としての機能についても検討していきます。

対応方策の具体的な施策

- 都市計画道路 3・4・7 小山野木線整備【県・町】
- 町道一級幹線 1 号線（右折レーン）改良事業【県・町】
- 町道一級幹線 5 号線改良事業（若林）【町】
- 町道二級幹線 4 号線（第一松原踏切）改良事業（松原）【町】
- 友沼橋の長寿命化対策工事【町】
- 幹線道路（町道）整備事業【町】
- 一般町道改良事業【町】
- 町道修繕事業【町】
- 都市公園の雨水貯留機能確保対策事業【町】
- 河川高水位による内水対策としての貯水池整備【町】

対応方策の指標

指標	現状値（2019 年）	目標値（2025 年）	実施主体
冠水時に通行不能になってしまう幹線道路の箇所数	3 箇所	2 箇所	町
道路改良済延長	251.7 km	255 km	町
令和 2 年以降の都市公園整備数（供用開始）	0 箇所	3 箇所	町

IV 上下水道施設等の耐震化	リスクシナリオ 2-1、2-5、6-2
----------------	---------------------

発生時における飲料水供給の長期停止、公衆衛生問題や交通障害の発生を防止するため、上下水道施設等の耐震化を推進します。

また、近年の局地的な豪雨が頻発しているため、野木町公共下水道ストックマネジメント計画に基づき、逆川排水機場や、汚水・雨水管路施設の耐震補強等を図ります。

更に、災害による浄化槽の機能停止は町民の生活環境の保全及び公衆衛生上回避しなければならないため、災害に強い合併処理浄化槽の設置を促進します。

対応方策の具体的な施策

- 基幹管路の更新事業【町】
- 川西配水場配水ポンプ更新事業【町】
- 未整備地区濁水対策整備事業【町】
- 未整備地区汚水排水対策整備事業【町】
- 野木町公共下水道ストックマネジメント計画に基づく菅渠整備及び雨水対策【町】
- 野木町集落排水施設ストックマネジメント計画に基づくクリーンセンター及び管渠整備【町】
- 逆川排水機場耐震補強工事【町】
- 河川高水位による内水対策としての貯水池整備【町】
- 家庭用合併処理浄化槽設置整備費補助事業【町】

対応方策の指標

指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
上水道基幹管路の耐震適合率	79.7%（2018年）	100%	町
逆川排水機場耐震補強工事の進捗率	実施設計中	100%	町
合併処理浄化槽の整備率	67.3%	80%	町
浄化槽台帳の整備	未整備	整備完了	町

V 土地利用の推進		リスクシナリオ 1-1、1-2、6-3	
国土利用計画野木町計画及び都市計画マスタープランに基づき、効果的なまちづくりを進めます。			
対応方策の具体的な施策			
○野木町都市計画マスタープランに基づく都市施設等の推進【町】			
対応方策の指標			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
令和2年以降の都市公園整備数 （供用開始）【再掲】	0箇所	3箇所	町

VI 地籍調査の促進		リスクシナリオ 8-1	
災害発生時の迅速な復旧・復興に資する、現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査を促進します。			
対応方策の具体的な施策			
○地籍調査事業【町】 （実施地区：川田地区（1.2 k m ² ）、佐川野地区（0.7 k m ² ））			
対応方策の指標			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
地籍調査進捗率	21.30%	27.70%	町

C. 保健医療・福祉・教育

I 医療機関におけるライフラインの確保		リスクシナリオ 2-3	
医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス等の災害時における医療施設への円滑な供給体制を確保に努めます。			
対応方策の具体的な施策			
○電気、ガス、水道、医療用ガスの供給確保に資する新たな災害協定の締結【町】 ○医療機関、関係機関との連携による災害発生時における医療施設への電気、ガス等の円滑な供給体制の整備【町・企業】			
II 避難行動要支援者対策		リスクシナリオ 1-4、8-3	
災害発生時の避難行動に支援を必要とする避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備するため、各区長、民生委員、安全安心見守りネットワークとの連携強化を図ります。			
対応方策の具体的な施策			
○安全安心見守りネットワーク事業の推進【町】 ○避難行動要支援者情報のシステム化【町】			
対応方策の指標			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
避難行動要支援者登録者数	813人	1,000人	町

Ⅲ 学校教育・社会教育施設等の整備	リスクシナリオ 1-1
-------------------	-------------

大規模災害発生時には、町内各小中学校等の学校教育施設、更には公民館・体育センター等の社会教育施設は避難所としての重要な役割も果たすことから、十分な安全性の確保が必要であるため、計画的に改修を進めます。

また、児童生徒の学校環境や避難者の生活環境の保全に努めるため、各小中学校のトイレ改修や要支援者のためのエレベータ整備を併せて実施します。

対応方策の具体的な施策

- 佐川野小学校トイレ改修工事（R 2）【町】
- 新橋小学校トイレ改修工事（R 2）【町】
- 野木中学校トイレ改修工事（R 2）【町】
- 野木第二中学校トイレ改修工事（R 2）【町】
- 野木第二中学校エレベータ棟新築工事（R 2）【町】
- 佐川野小学校校舎大規模改修工事（R 4）【町】
- 新橋小学校校舎屋根外壁改修工事（R 6）【町】
- 野木町体育センタートイレ改修工事【町】
- 野木町公民館トイレ改修工事【町】
- 野木町公民館屋上防水改修工事【町】
- 体育施設老朽化対策事業【町】
- 野木町文化会館外壁タイル老朽化対策事業【町】
- 野木町文化会館大ホール特定天井脱落対策事業【町】

対応方策の指標

指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
校内全箇所のトイレを洋式化した小中学校数	3校	全校	町
町内小中学校老朽化対策	2校	全校	町

D. 産業・農業林業・エネルギー

I 工業・企業誘致		リスクシナリオ 5-1	
<p>首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合における事業継続に資するよう、東京圏等に立地する企業の工場や事業所、本社機能の移転等を推進します。</p> <p>また、事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、平常時から、災害時において重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定を促進します。</p>			
対応方策の具体的な施策			
<p>○町内への企業誘致、既存事業所の拡張支援【県・町】</p> <p>○業務継続計画（BCP）策定推進【町・企業】</p>			
対応方策の指標			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
新規企業立地・既存事業所拡張件数	8件	11件	町
町内事業者における事業継続計画（BCP）の策定数	0件	1件	町・企業

II 農業		リスクシナリオ 5-3、6-3、7-1、7-3	
<p>災害の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、農地・農業用施設等（揚水機場等）の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成など、管理体制の充実・強化を図ります。</p> <p>また、田園地域は総合的治水対策のひとつとして機能するため、国・県と協力し、基盤整備事業の更なる促進や、大規模経営体の農地集積を図ります。さらに、農業の有する多面的機能を十分に発揮するため、地域の共同による農地・農業用水利施設等の保全活動や、田んぼダムの取り組みを推進します。</p>			
対応方策の具体的な施策			
<p>○中谷地区土地改良事業【県・町】</p> <p>○担い手への農地集積の推進【県・町】</p> <p>○多面的機能支払交付金事業（田んぼダム等）【町・活動団体】</p>			
対応方策の指標			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
中谷地区土地改良事業進捗率	0%	70%	県・町
多面的機能支払活動面積	446ha	468ha	町
担い手への農地集積面積	742ha	773ha	町

Ⅲ 森林の適切な整備・保全		リスクシナリオ 7-3	
<p>森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、森林整備、森林ボランティア等による保全活動等を推進します。</p>			
<p>対応方策の具体的な施策</p>			
<p>○森林環境譲与税による森林整備【町】 ○森林ボランティア等による保全活動の支援【町】</p>			
<p>対応方策の指標</p>			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
森林環境譲与税による森林整備	0ha	5.0ha 件	町

Ⅳ エネルギーの安定供給、 ライフラインの災害対応力強化		リスクシナリオ 4-1、6-1	
<p>大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、災害発生時避難所施設になる町施設に太陽光発電システムなどを計画的に設置し、エネルギーの安定供給や、避難所の生活環境の保全を図ります。</p> <p>また、ライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、関係機関と連携しながら、災害対応力を強化します。</p>			
<p>対応方策の具体的な施策</p>			
<p>○役場庁舎、小中学校への太陽光発電施設の設置【町】 ○電気、ガス、水道などのライフライン関係機関と連携した、災害対策上重要な設備の耐震化【町・企業】 ○LPガス充てん所における緊急時に備えた訓練の実施【町】 ●道路の無電柱化の推進【町・企業】</p>			
<p>対応方策の指標</p>			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
太陽光発電施設を設置した 役場庁舎、学校等	4件	6件	町

E. 情報通信・交通・物流

I 町民等への災害情報の伝達		リスクシナリオ 1-4、4-1、8-3	
<p>町民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、地域の実情や、地震・豪雨などの災害に応じた多様な手段を確立し、効果的な災害情報の伝達を図ります。</p>			
<p>対応方策の具体的な施策</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○防災行政無線の整備【町】 ○野木町防災メールの登録推進【町】 ○町ホームページ、SNS等を活用した時代に即した災害情報の提供【町】 ○災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用【県・町】 ○町内事業者（企業等）との災害情報等の伝達に関するネットワークの構築【町・企業】 			
<p>対応方策の指標</p>			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
防災行政無線設置数	13箇所	39箇所	町
防災メール登録者数	2,175人	2,300人	町

II 電源の確保		リスクシナリオ 4-1、6-1	
<p>発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有等を図るため、安定した電源確保に資する取組を推進します。</p> <p>また、災害発生時に避難所となる小中学校についても、非常用電源設備の整備促進を図り、避難者の生活環境の保全を図ります。</p>			
<p>対応方策の具体的な施策</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○通信事業者、放送事業者等の関係機関が設置している発電機の老朽化対策の促進【町】 ○役場庁舎及び避難所における非常用電源設備の整備【町】 ●道路の無電柱化の推進【町・企業】 			
<p>対応方策の指標</p>			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
非常用電源設備（太陽光発電設備）の数量	3基	5基	町
非常用電源設備（軽油・ガソリン使用）の数量	0基	1基	町

Ⅲ 道路の防災・減災対策及び耐震化		リスクシナリオ 2-1、4-1、5-2、6-1、6-3、8-2	
<p>災害発生時においても、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、国・県と連携し、道路の防災・減災対策及び耐震化を推進します。</p>			
<p>対応方策の具体的な施策</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ●都市計画道路 3・4・7 小山野木線整備【県・町】 ●町道一級幹線 5 号線改良事業（若林）【町】 ●町道二級幹線 4 号線（第一松原踏切）改良事業（松原）【町】 ●友沼橋の長寿命化対策工事【町】 ●幹線道路（町道）整備事業【町】 ●一般町道改良事業【町】 ●町道修繕事業【町】 ●道路の無電柱化の推進【町・企業】 			
<p>対応方策の指標</p>			
指標	現状値（2019 年）	目標値（2025 年）	実施主体
災害時に通行不能になってしまう幹線道路の箇所数【再掲】	3 箇所	2 箇所	町
道路改良済延長	251.7 km	255 km	町

Ⅳ 緊急輸送体制の整備		リスクシナリオ 2-1、2-3、5-2、6-3	
<p>災害発生時において、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送するため、国、県、近隣自治体及び関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備します。</p> <p>また、友沼橋永久橋化による国道 50 号との連結により県南地域における更なる輸送体制の強化を進めるため、国、県への要望、関係自治体等との連携を強化します。</p>			
<p>対応方策の具体的な施策</p>			
<ul style="list-style-type: none"> ○新国道 4 号アクセス道路整備【国・町・古河市】 ○友沼橋永久橋化の促進【国・県・町・近隣自治体】 ●都市計画道路 3・4・7 小山野木線整備【県・町】 			
<p>対応方策の指標</p>			
指標	現状値（2019 年）	目標値（2025 年）	実施主体
新国道 4 号アクセス道路整備進捗率	65%	100%	国・町・古河市

F. 国土保全・環境

I 河川改修等の治水対策		リスクシナリオ 1-2、1-3、7-1	
<p>近年は局地的な豪雨が頻発していることから、河川の越水や破堤、更にはバックウォーター等の治水対策として、国・県に対し、河川の河道掘削、樹木の伐採及び思川左岸の無堤防地域への築堤事業等を促進してもらうよう、堤防の強化について積極的に働きかけます。</p> <p>また、河川管理施設の長寿命化計画の策定及び計画に沿った樋管の維持管理等を推進するとともに、野渡樋管の停電対策等を進めます。</p>			
対応方策の具体的な施策			
<ul style="list-style-type: none"> ○思川の河川改修【国】 ○思川の無堤防地域への築堤工事促進に関する要望【町】 ○野渡樋管の非常電源の確保【町】 			
対応方策の指標			
指標	現状値（2019年）	目標値（2025年）	実施主体
川西地区防災拠点整備の進捗率【再掲】	未整備	水防拠点完成	国・町

II 有害物質等の拡散・流出対策、災害廃棄物処理体制の整備		リスクシナリオ 7-2、8-1	
<p>災害発生に伴う事業所の倒壊建屋等からの有害物資の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、関係機関と連携し定期的な事業所等への立入などを行い、排水水質及び有害物質の管理体制の強化を図ります。</p> <p>また、復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物が大量に発生することが想定されるため、それらを円滑に処理できるよう、「野木町災害廃棄物処理計画」を策定し、体制整備を行います。</p>			
対応方策の具体的な施策			
<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な事業所等への立入検査の実施【県・町】 ○野木町災害廃棄物処理計画の策定【町】 			
対応方策の指標			
指標	現状値	目標値	実施主体
野木町災害廃棄物処理計画の策定	未策定（2019年）	策定完了（2022年）	町

◆各分野へ再編した横断的視点

リスクコミュニケーション	各施策分野において、自助、共助、公助の理念に基づき行政、町民や民間事業所等全ての関係者が参加した自発的な取組を双方向のコミュニケーションにより促進する。
老朽化対策	人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないよう、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、各施策分野に掲げるハード整備を着実に実施する。

第4章 計画の推進及び進捗管理

1 優先的に取り組む施策

限られた資源で効率的・効果的に「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを推進するためには、優先的に取り組む施策を明確にして、重点的に取組を進める必要があります。

本計画では、第2章で設定したリスクシナリオ単位で施策の重点化を図ることとし、「人命の保護」を最優先として、起きてはならない事態が回避されなかった場合の影響の大きさ等の観点から、以下の7のリスクシナリオを回避するための施策について、優先的に取り組むこととします。

優先的に取り組む施策に係るリスクシナリオ

事前に備えるべき目標		No.	リスクシナリオ
1	人命の保護が最大限図られること	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
		1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3	大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われること (それがなされない場合の必要な対応を含む)	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

以上を踏まえると、「第3章 強靱化の推進方針」において整理した施策分野ごとの推進方針のうち、優先的に取り組む施策の項目は、以下のとおりとなります。

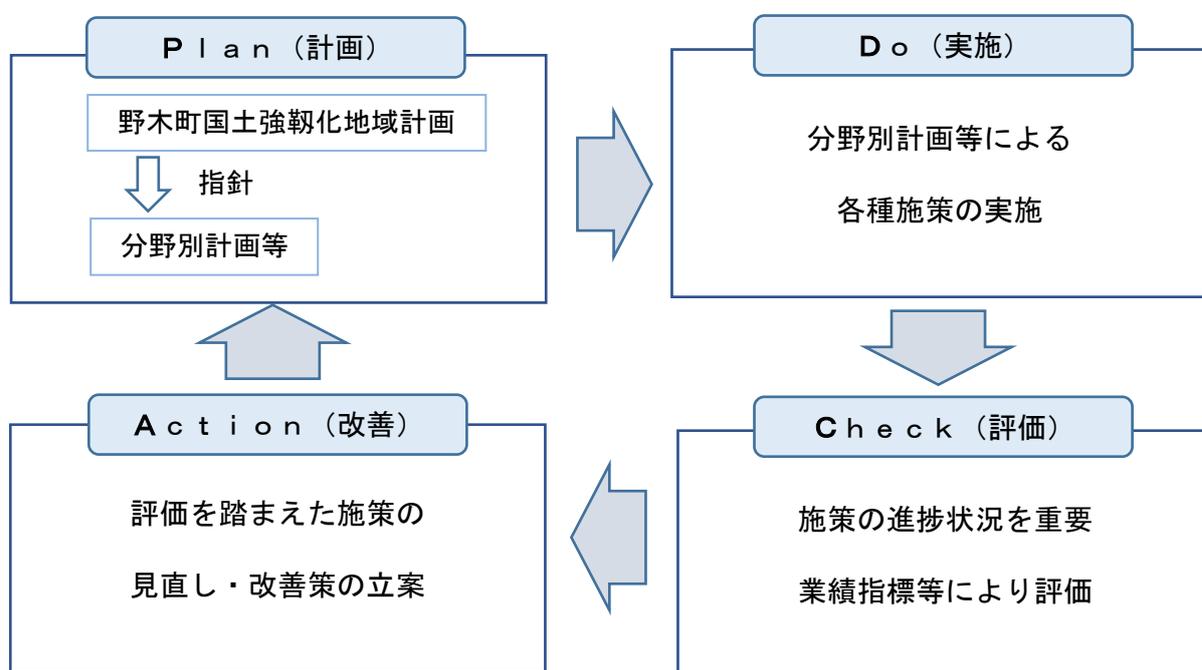
優先的に取り組む施策の項目

施策分野		項目【リスクシナリオNo.】
個別 施策 分野	A. 行政機能／防災・消防	I 防災拠点機能の確保【1-1、1-2、3-1】 II 業務継続体制の整備・人材育成【3-1】 III 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備【2-1】 IV 防災意識の高揚、防災教育の実施【1-3、1-4】 V 火災予防に関する啓発活動、地域の消防力の確保 【1-1、1-4】 VI 広域応援体制の整備【3-1】
	B. 住宅・都市・土地利用	I 住宅、建築物等の耐震化【1-1】 II 老朽空き家対策【1-1】 III 市街地整備【1-1、1-2、2-1】 IV 上下水道施設等の耐震化【2-1】 V 土地利用の推進【1-1、1-2】
	C. 保健医療・福祉・教育	I 医療機関におけるライフラインの確保【2-3】 II 避難行動要支援者対策【1-4】 III 学校施設・社会教育施設等の整備【1-1】
	E. 情報通信・交通・物流	I 町民等への災害情報の伝達【1-4】 III 道路の防災・減災対策及び耐震化【2-1】 IV 緊急輸送体制の整備【2-1、2-3】
	F. 国土保全・環境	I 河川改修等の治水対策【1-2、1-3】

2 各種施策の推進及び進捗管理

本計画の推進方針に基づく各種施策については、本町の分野別計画と連携しながら、計画的に推進するとともに、進捗管理及び評価を行います。

本計画では、毎年度、それぞれの施策について、進捗管理を行うとともに、P D C A サイクルにより、取組の効果を検証し、必要に応じて改善を図りながら、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心のまちづくりを進めていきます。



【別紙 1】

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1 人命の保護が最大限図られること

リスクシナリオ 1-1

建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【住宅の耐震化】

・住宅の耐震化については、建築基準法の耐震基準改正以前の木造住宅に係る耐震診断、耐震改修、耐震建替えのために、引き続き効果的な普及啓発を行うとともに、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進し、耐震化を促進する。

【非構造部材の耐震化】

・東日本大震災の発生時に被害が顕著であった天井、ブロック塀等の非構造部材について、倒壊による被害の軽減を図り町民の安全を確保するため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進し、耐震化を促進する。

【社会資本等の老朽化対策】

・町が維持管理を行う公共施設等は、災害時の本部機能、さらに町民等の避難所となっているため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画等の策定により、適切に維持管理を行いながら、災害時の組織機能の低下や、町民等の混乱を避ける対策を行う。

・高度経済成長期以降に集中的に社会資本等（建物・道路・上下水道・橋梁等）を整備したが、これらの耐用年数が終了し、一斉に更新時期を迎えることとなるため、維持更新費用の削減策とともに、各計画に則り維持管理を図る。

【老朽空き家対策】

・今後空き家等の増加が見込まれる中で、災害発生時の倒壊等による危害を防ぐため「野木町空き家等対策計画」に基づき管理不十分な空き家等について、適切な管理の促進を図る必要がある。

【市街地整備】

・災害に対する予防や発生時における応急対策、復旧復興に資する都市施設の整備を国・県と連携し推進する必要がある。

・区画整理未実施地区等においては老朽木造住宅や緊急車両が通行できない狭い道路等があり、建物倒壊や火災の延焼等による避難活動への支障が懸念されるため、避難路、物資輸送路等を計画的に整備する必要がある。

・大規模盛土造成地のスクリーニング結果に基づき対応を検討する必要がある。

リスクシナリオ 1-1

建物等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

【火災予防に関する啓発活動、地域の消防力強化】

・大規模な災害発生時に、迅速かつ的確に消火・救急・救助活動が行えるよう、消防団員の確保や、消防組織の充実・強化、消防施設・装備等の計画的な整備・維持管理、広域的な応援受入体制の整備を図る。

リスクシナリオ 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【緊急避難地の整備】

・水害発生時、大きな被害が想定される思川右岸の川西地区での緊急避難地を整備し、地域の防災拠点として町民の安全を確保する。

【河川管理施設の長寿命化対策】

・河川管理施設の長寿命化計画の策定及び計画に沿った樋管の持管理等を推進するとともに、野渡樋管の停電対策等を進める。

【河川改修等の治水対策】

・近年は局地的な豪雨が頻発していることから、河川の越水や破堤、更にはバックウォーター対策として、国・県に対し、河川の河道掘削、樹木の伐採及び思川左岸の無堤防地域への築堤事業等を促進してもらうよう、堤防の強化について積極的に働きかける。

【公園雨水貯留施設化による冠水対策】

・局地的な豪雨や大雨により短時間で浸水被害が拡大する状況を緩和するため、公園の雨水貯留施設化を検討する。

リスクシナリオ 1-3 大規模な土砂災害・陥没等による多数の死傷者の発生

【土砂災害防止施設の整備】

・土砂災害発生警戒区域が河川周辺に位置するため、国・県への土砂災害対策事業等の適切なハード対策の推進を求める必要がある。

【大規模盛土造成地の補強対策】

・大規模盛土造成地のスクリーニング結果に基づき対応を検討する必要がある。

【警戒避難体制の整備】

・県等の関係機関と連携して、災害危険箇所の調査や防災パトロールを実施するなど、警戒避難体制の整備を図るとともに、平常時から土砂災害警戒区域内を町民に対して、防災意識の高揚に向けた周知啓発を行っておく必要がある。

リスクシナリオ 1-4 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【防災意識の高揚、防災教育の実施】

・町民が自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、野木町災害時避難ガイドブックや、ハザードマップの普及・活用等により、町民の防災意識の高揚を図る。

・児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、社会福祉施設、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施する必要がある。

【地域防災力の向上】

・災害発生時に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成、実践力の向上や消防団の充実・強化、活性化の推進など、地域防災力を向上させる必要がある。

・消防団員の成り手不足・高齢化、また消防活動の知識及び技術の伝承不足により、消防力の低下に繋がる可能性があるため、消防団員の確保を図るとともに、効果的かつ効率的な防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る必要がある。

【町民等への災害情報の伝達】

・町民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、野木町防災メール、広報車両、緊急速報メール、町ホームページ等の活用を促進する。

・町内事業者（企業等）への適切な災害情報の提供及び情報伝達に関する双方向のネットワークを構築する必要がある。

【情報の収集、伝達体制の確保】

・災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用や、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動、地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。

【避難行動要支援者対策】

・災害発生時の避難行動に支援を必要とする避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備する必要がある。

・安全安心見守りネットワーク事業を推進するため、避難行動要支援者名簿の整備や、制度の周知およびネットワークの構築を図り、災害時に迅速に対応できる情報の整備・管理する必要がある。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること（それがなされない場合の必要な対応を含む）

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】

- ・災害発生時に被災町民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、県、災害協定締結自治体及び民間事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食糧、生活必需品を確保する必要がある。
- ・災害発生時の緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携しながら、医薬品、資器材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。
- ・災害応急対策活動や被災町民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、自治体や民間事業者等と連携し、防災用資機材の計画的な備蓄を推進する必要がある。

【緊急輸送体制の整備】

- ・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体及び関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。
- ・物資等の輸送手段として使用可能な緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるよう管理の徹底を図る。

【緊急輸送道路等の整備】

- ・災害時における被災者の救急医療や救援物資の搬送路の確保は最優先の項目である。そのため平常時・災害時を問わない円滑なネットワークの構築を目指し、関係機関との連携を強化し整備を進めていく。
- ・水害による冠水等により、輸送困難が想定される被災地への輸送経路確保を検討し、計画的に道路整備を進めなければならない。

【水道施設の耐震化等】

- ・今後、耐用年数を超過した管路が多く現れ、数年後には更新のピークを迎えることとなるため、計画的に老朽管の更新や配水基幹となる管路の耐震化を行う必要がある。

リスクシナリオ 2-2 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

【相互応援体制の整備】

- ・他自治体と締結している災害時の相互応援、広域応援等に関する協定について、連絡体制の整備、防災拠点施設、臨時ヘリポート、緊急輸送道路等に関する情報交換、防災訓練への参加による相互応援体制の充実・強化など、適切な運用を行う必要がある。
- ・国や県、県内外市町村等からの応援を迅速かつ効果的に受け取ることができるよう、物資や資材等の供給などの受援手続、防災拠点やヘリポートに関する情報の把握などを通じて、町内の受援体制の整備を行う必要がある。
- ・町の災害時には近隣自治体も被災している可能性が高いため、県外の自治体とも広域的に災害協定を締結し、首都直下型地震等の関東圏域に渡る災害に備える必要がある。

リスクシナリオ 2-3

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶、医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【医療機関におけるライフラインの確保】

- ・医療機関、関係機関と連携して、電気、ガス、水道、医療用ガス等の災害時における医療施設への円滑な供給体制を確保する必要がある。

【緊急輸送体制の整備】（再掲）

- ・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体及び関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。
- ・物資等の輸送手段として使用可能な緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるよう管理の徹底を図る。

リスクシナリオ 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への飲料水・食糧等の供給不足

【関係機関等との連携強化】

・公共交通機関等が停止し、帰宅困難者が発生した場合に備えて情報提供や連絡体制の整備、避難所の開設、代替輸送手段の確保など、平常時から、県や近隣自治体、公共交通機関等の関係機関と連携し、帰宅困難者の受入態勢を整備する必要がある。

【事業所等における備蓄の促進】

・大規模災害発生時等において、帰宅困難者が発生した場合、交通機関、観光施設、事業所等においては、当面の間、その施設や事業所内に利用者、従業員等を留めておくことが必要となることから、飲料水や食料等の緊急物資の備蓄を促進する必要がある。

・企業等の事業所の備蓄状況を把握するとともに、町内公共施設においても緊急物資の分散備蓄を検討する必要がある。

リスクシナリオ 2-5 被災地における感染症等の大規模発生

【下水道施設の耐震化】

・污水处理施設等の機能停止に伴う、公衆衛生問題や感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等の災害予防と的確な維持管理、生活排水対策を着実に推進する必要がある。

【安定的な污水处理対策】

・災害による浄化槽の機能停止は住民の生活環境の保全及び公衆衛生上、回避しなければならないが、長期間稼働してきた古い単独処理浄化槽は災害時破損する可能性が高い。そこで、古い単独処理浄化槽から安定的な污水处理と生活排水対策を着実に推進でき、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

3 必要不可欠な行政機能は確保すること

リスクシナリオ 3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【防災拠点機能の確保】

・大規模災害発生時における迅速かつ確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点について、防災拠点の耐震化や情報通信設備、備蓄倉庫の設置等、関係機関と連携を図りながら、計画的に整備していく必要がある。

【業務継続体制の整備】

・平成 31 年 3 月に策定した「野木町業務継続計画」の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更等があった場合には、必要な計画の改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、必要に応じて相談窓口を設置するなど、業務継続体制を強化する必要がある。

【職員に対する防災・減災教育】

・町職員に対し、災害時の適正な判断力や災害対応力を養成し、迅速かつ確な災害応急対策を実施できるよう、全町避難訓練の実施や各種講習会、町地域防災計画及び業務継続計画等による防災教育の徹底を図る必要がある。

・災害発生・発災後に備え、職員一人一人が自身の役割について日頃より確認し、被災者に対して適切な住民サービスが提供できるよう自己の業務に対し、平時より必要な知識の習得や体制作りを行う必要がある。

【相互応援体制の整備】（再掲）

・他自治体と締結している災害時の相互応援、広域応援等に関する協定について、連絡体制の整備、防災拠点施設、臨時ヘリポート、緊急輸送道路等に関する情報交換、防災訓練への参加による相互応援体制の充実・強化など、適切な運用を行う必要がある。

・国や県、県外市町村等からの応援を迅速かつ効果的に受けることができるよう、物資や資材等の供給などの受援手続、防災拠点やヘリポートに関する情報の把握などを通じて、町内の受援体制の整備を行う必要がある。

・町の災害時には近隣自治体も被災している可能性が高いため、県外の自治体とも広域的に災害協定を締結し、首都直下型地震等の関東圏域に渡る災害に備える必要がある。

4 必要不可欠な情報通信機能は確保すること

リスクシナリオ 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

【電源の確保】

・災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関相互の情報の共有を図るため、停電による公衆回線の使用不能等の事態に備え、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備、更には無電柱化の促進を図る必要がある。

・既存の非常用電源設備の老朽化対策を促進し、災害時に安定した電源を確保する必要がある。

【情報の収集、伝達体制の確保】（再掲）

・町民等への情報伝達手段として、防災行政無線をはじめ、野木町防災メール、広報車両、緊急速報メール、町ホームページ等の活用を促進する。

【町民等への災害情報の伝達】（再掲）

・災害情報共有システム（Lアラート）の適切な運用や、全国瞬時警報システム（Jアラート）との連動、地理空間情報の活用など、地域の実情や地震・豪雨など災害に応じた多様な方法による災害情報の伝達手段を確立する必要がある。

・町内事業者（企業等）への適切な災害情報の提供及び情報伝達に関する双方向のネットワークを構築する必要がある。

5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

リスクシナリオ 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞

【町内事業者における事業継続計画（BCP）の策定支援】

・事業者等における自主的な防災対策の推進を促すため、平常時から、災害時において重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）を促進する。

・町外の本社が策定したBCPでなく、町内事業所・工場単位でBCPを策定するよう推進していく。

【工業・企業の誘致】

・首都機能に甚大な被害を生じる災害が発生した場合における事業継続に資するよう、東京圏等に立地する企業の工場や事業所、本社機能の移転等を推進する。

リスクシナリオ 5-2 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

【道路の防災・減災対策】

・災害時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の冠水対策を進めること及び、友沼橋の長寿命化対策を行うなど災害に強い施設の整備を推進する。

【緊急輸送体制の整備】（再掲）

・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体及び関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

・物資等の輸送手段として使用可能な緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるよう管理の徹底を図る。

【緊急輸送道路等の整備】（再掲）

・災害時における被災者の救急医療や救援物資の搬送路の確保は最優先の項目である。そのため平常時・災害時を問わない円滑なネットワークの構築を目指し、関係機関との連携を強化し整備を進めていく。

・水害による冠水等により、輸送困難が想定される被災地への輸送経路確保を検討し、計画的に道路整備を進めなければならない。

【交通結節点への連携強化】

・災害発生時において交通結節点（野木駅）への安全かつ円滑な通行を確保するため、幹線道路等の整備や駅前広場など輸送車両等の乗り換え乗り継ぎ空間の確保を図る。また町外の交通結節点への連携が実施できるよう、デマンドタクシーの運用拡大に向けた協議を進める。

リスクシナリオ 5-3 食料等の安定供給の停滞

【物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備】

・災害発生時に被災町民等の生活を確保するため、計画的な現物備蓄の推進や、県、災害協定締結自治体及び民間事業者等との協定などに基づく流通備蓄の実施により、食糧、生活必需品を確保する必要がある。

・災害発生時の緊急医療の迅速な対応を図るため、医療機関、医薬品卸売業者等と連携しながら、医薬品、資器材等の計画的な備蓄を推進する必要がある。

・災害応急対策活動や被災町民の生活支援に必要な資機材の迅速、円滑な確保を図るため、自治体や民間事業者等と連携し、防災用資機材の計画的な備蓄を推進する必要がある。

【農業に係る生産基盤等の災害対応力の強化】

・災害の発生に際して、農業被害を最小限に抑えるため、農地・農業用施設等（揚水機場等）の管理者による維持管理計画の定期的な見直しや管理技術者の育成など、管理体制の充実・強化を図る必要がある。

・農業用施設等の定期的な整備点検を実施し、破損等危険個所の補修を行うなど、平常時からの適切な維持管理を促進する必要がある。

6 生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること

リスクシナリオ 6-1 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

【ライフラインの災害対応力強化】

- ・災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、電気、ガス、上下水道、電話等の通信機器などのライフラインの耐震性を強化するとともに、代替機能の確保など、関係機関と連携しながら災害対応力を強化する必要がある。
- ・無電柱化の促進や上下水道施設及び設備の老朽化対策等により、町民や帰宅困難者等のライフラインの確保を徹底する必要がある。

【エネルギーの安定供給】

- ・大規模災害発生時において、長期停電を回避するための電源確保が重要であることから、災害発生時避難所施設になる町施設に太陽光発電システムなどを計画的に設置し、エネルギーの安定供給や、避難所の生活環境の保全を図る必要がある。

リスクシナリオ 6-2 上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

【水道施設の耐震化等】（再掲）

- ・今後、耐用年数を超過した管路が多く現れ、数年後には更新のピークを迎えることとなるため、計画的に老朽管の更新や配水基幹となる管路の耐震化を行う必要がある。

【下水道施設の耐震化】（再掲）

- ・汚水処理施設等の機能停止に伴う、公衆衛生問題や感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化等の災害予防と的確な維持管理、生活排水対策を着実に推進する必要がある。

【安定的な汚水処理対策】（再掲）

- ・災害による浄化槽の機能停止は住民の生活環境の保全及び公衆衛生上、回避しなければならないが、長期間稼働してきた古い単独処理浄化槽は災害時破損する可能性が高い。そこで、古い単独処理浄化槽から安定的な汚水処理と生活排水対策を着実に推進でき、災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。

リスクシナリオ 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

【道路の防災・減災対策】

・災害時においても安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路の冠水対策を進めること及び、友沼橋の長寿命化対策を行うなど災害に強い施設の整備を推進する。

【緊急輸送体制の整備】（再掲）

・災害発生時に、被災地域へ救援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、国、県、他自治体及び関係機関と連携しながら、緊急輸送体制を整備する必要がある。

・物資等の輸送手段として使用可能な緊急輸送車両を常に把握し、緊急出動できるよう管理の徹底を図る。

【緊急輸送道路等の整備】（再掲）

・災害時における被災者の救急医療や救援物資の搬送路の確保は最優先の項目である。そのため平常時・災害時を問わない円滑なネットワークの構築を目指し、関係機関との連携を強化し整備を進めていく。

・水害による冠水等により、輸送困難が想定される被災地への輸送経路確保を検討し、計画的に道路整備を進めなければならない。

【交通結節点への連携強化】（再掲）

・災害発生時において交通結節点（野木駅）への安全かつ円滑な通行を確保するため、幹線道路等の整備や駅前広場など輸送車両等の乗り換え乗り継ぎ空間の確保を図る。また町外の交通結節点への連携が実施できるよう、デマンドタクシーの運用拡大に向けた協議を進める。

【農道の整備】

・災害発生時に迂回路として活用しうる農道を把握し、整備を進めるなど、避難路や代替輸送路を確保する必要がある。

【道路啓開体制の整備】

・緊急車両、緊急輸送車両の通行ルートを迅速に確保するため、民間事業者等との協定の締結、関係機関等による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要があります。

7 制御不能な二次災害を発生させないこと

リスクシナリオ 7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

【農業水利施設の老朽化対策及び耐震化】

・被災した場合に農業生産等への影響が大きい基幹的農業水利施設（ため池、排水機場等）の損壊等による被害を防止するため、ハザードマップの作成や耐震化等の老朽化対策を推進する必要がある。

【河川管理施設の長寿命化対策】（再掲）

・河川管理施設の長寿命化計画の策定及び計画に沿った樋管の持管理等を推進するとともに、野渡樋管の停電対策等を進める。

【河川改修等の治水対策】（再掲）

・近年は局地的な豪雨が頻発していることから、河川の越水や破堤、更にはバックウォーター対策として、国・県に対し、河川の河道掘削、樹木の伐採及び思川左岸の無堤防地域への築堤事業等を促進してもらうよう、堤防の強化について積極的に働きかける。

リスクシナリオ 7-2 有害物質等の大規模拡散・流出

【有害物質の拡散・流出対策】

・災害発生に伴う事業所の倒壊建屋等からの有害物資の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、関係機関と連携し定期的な事業所等への立入などを行い、排水水質及び有害物質の管理体制の強化を図る。

リスクシナリオ 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【農地・農業用水利施設等の適切な保全管理】

・農地が有する国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、地域の共同による農地・農業用水利施設等の保全活動や地域における生産活動への支援や、田園地域における総合的な治水対策のひとつとして機能する田んぼダムの取り組み等を推進する必要がある。

【平地林の適切な整備・保全】

・平地林が有する水資源の涵養、自然環境の保全、良好な景観形成、土砂災害の防止等の多面的機能の維持・増進を図るため、国や県の制度を活用し、町内平地林の整備や森林ボランティア等による保全活動等を推進する。

8 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

リスクシナリオ 8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物の処理体制の整備】

・復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物が大量に発生することが想定されるため、それらを円滑に処理できるよう、「野木町災害廃棄物処理計画」を策定し、体制整備を図る。

【地籍調査の促進】

・被災後の迅速な復旧・復興に資する現地復元性のある地図を整備するため、地籍調査事業を促進する必要がある。

リスクシナリオ 8-2

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【道路施設の応急復旧体制の整備】

・緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、道路啓開等について建設業協同組合との協定に基づく連携強化や車両移動訓練の実施、放置車両対策の強化や、関係機関の連携による装備資機材の充実、情報共有体制の整備を図る必要がある。

【復旧・復興を担う人材の育成・確保】

・建設業における高齢化の進行等により、将来的な担い手不足や技術継承の阻害が懸念されることから、県や関係機関等と連携して、建設業を担う技能労働者等の育成や確保を推進する。

【災害ボランティアの活動体制の強化】

・災害ボランティアの活動を支援するため、ボランティア活動の主体となる社会福祉協議会との情報共有や、町ボランティア支援センター「きらり館」と連携し、ボランティアの資質向上のための各種研修、訓練等を実施する必要がある。

リスクシナリオ 8-3

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【防災意識の高揚、防災教育の実施】（再掲）

・町民が自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動をとれるよう、野木町災害時避難ガイドブックや、ハザードマップの普及・活用等により、町民の防災意識の高揚を図る。

・児童・生徒及び教職員、防災上重要な施設（病院、社会福祉施設、大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設など）の管理者及び職員に対する防災教育を実施する必要がある。

【地域防災力の向上】（再掲）

・災害発生時に対応できる体制を整えるため、自主防災組織の育成、実践力の向上や消防団の充実・強化、活性化の推進など、地域防災力を向上させる必要がある。

・消防団員の成り手不足・高齢化、また消防活動の知識及び技術の伝承不足により、消防力の低下に繋がる可能性があるため、消防団員の確保を図るとともに、効果的かつ効率的な防災知識・技術の習得、地域防災力の向上を図る必要がある。

【業務継続体制の整備】（再掲）

・平成 31 年 3 月に策定した「野木町業務継続計画」の実効性を高めるため、組織改編、業務内容や施設設備の変更等があった場合には、必要な計画の改定を行うほか、訓練等の実施、検証を通じた新たな課題等の洗い出しによる継続的な改善を行うことで、災害対応力の向上を図るとともに、必要に応じて相談窓口を設置するなど、業務継続体制を強化する必要がある。

【避難行動要支援者対策】（再掲）

・災害発生時の避難行動に支援を必要とする避難行動要支援者への情報の伝達、避難誘導等の迅速な対応が可能な体制を整備する必要がある。

・安全安心見守りネットワーク事業を推進するため、避難行動要支援者名簿の整備や、制度の周知およびネットワークの構築を図り、災害時に迅速に対応できる情報の整備・管理する必要がある。

【参考資料】

重要業績指標（K P I）一覧

（個別施策分野）

A. 行政機能／防災・消防

K P I	現状値（2019年）	目標値（2025年）
公共施設個別施設管理計画の策定	未策定	完成
川西地区防災拠点整備進捗率	未整備	水防拠点完成
主食となる非常食の数量	2,800食	9,000食
非常用寝具の数量	54セット	120セット
町内防災士の人数	23名	26名
災害ボランティア登録者数	56名	70名
消防団員の定員充足率	99%	100%
自主防災組織普及率	90%	92%
災害協定締結自治体数	31件	33件
災害協定締結事業者数（バス）	1件	2件

B. 住宅・都市・土地利用

K P I	現状値（2019年）	目標値（2025年）
住宅の耐震化率	75.1%	95%
管理不全空家等の情報収集件数	107件（H27～30）	247件（H27～R7）
空家等の管理改善件数	35件（H27～30）	91件（H27～R7）
冠水時に通行不能になってしまう幹線道路の箇所数	3箇所	2箇所
道路改良済延長	251.7km	255km
令和2年度以降の都市公園整備数（共用開始）	0箇所	3箇所
上水道基幹管路の耐震適合率	79.7%	100%
逆川排水機場耐震補強工事の進捗率	実施設計中	100%
合併処理浄化槽の整備率	67.3%	80%
地籍調査進捗率	21.30%	27.70%

C. 保健医療・福祉・教育

K P I	現状値 (2019 年)	目標値 (2025 年)
避難行動要支援者登録者数	813 人	1,000 人
校内全箇所のトイレを洋式化した小中学校数	3 校	全校
町内小中学校老朽化対策	2 校	全校

D. 産業・農業林業・エネルギー

K P I	現状値 (2019 年)	目標値 (2025 年)
新規企業立地・既存事業所拡張件数	8 件	11 件
町内事業者における事業継続計画 (BCP) の策定数	0 件	1 件
中谷地区土地改良事業進捗率	0%	70%
多面的機能支払活動面積	446ha	468ha
担い手への農地集積面積	742ha	773ha
森林環境譲与税による森林整備	0ha	5.0ha
太陽光発電施設を設置した役場庁舎、学校等	4 件	6 件

E. 情報通信・交通・物流

K P I	現状値 (2019 年)	目標値 (2025 年)
防災行政無線設置数	13 箇所	39 箇所
防災メール登録者数	2,175 人	2,300 人
非常用電源設備 (太陽光発電設備) の数量	3 基	5 基
非常用電源設備 (軽油・ガソリン使用) の数量	0 基	1 基
冠水時に通行不能になってしまう幹線道路の箇所数 【再掲】	3 箇所	2 箇所
道路改良済延長【再掲】	251.7 km	255 km
新国道 4 号アクセス道路整備進捗率	65%	100%

F. 国土保全・環境

K P I	現状値 (2019 年)	目標値 (2025 年)
川西地区防災拠点整備進捗率【再掲】	未整備	水防拠点完成
野木町災害廃棄物処理計画の策定	未策定	策定完了 (2022 年)

本計画における基本法適用条文

【国土強靱化基本計画（P. 1）】

第十条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

2 国土強靱化基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 国土強靱化基本計画の対象とする国土強靱化に関する施策の分野
- 二 国土強靱化に関する施策の策定に係る基本的な指針
- 三 前二号に掲げるもののほか、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、国土強靱化基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、国土強靱化基本計画を公表しなければならない。

5 政府は、国土強靱化に関する施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、国土強靱化基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

6 第三項及び第四項の規定は、国土強靱化基本計画の変更について準用する。

【国土強靱化地域計画（P. 2）】

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

【脆弱性評価の考え方（P. 8）】

第十七条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

【事前に備えるべき目標及びリスクシナリオ（P. 9）】

第十七条

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。

野木町国土強靱化地域計画

令和2年2月

<編集・発行>野木町

〒329-0195 栃木県下都賀郡野木町大字丸林571番地

野木町総合政策部政策課

TEL : 0280-57-4101 FAX:0280-57-4190

野木町ホームページ URL : <https://www.town.nogi.lg.jp/>